翻訳と注解　G・ボッテーロ「国家理性論」（1589年ヴェネツィア刊）第1巻第11章～第21章

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-03
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 石黒, 盛久
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/39030

翻訳と注解
G・ボッテーロ『国家理性論』(1589年ヴェネツィア刊)
第１巻第１１章〜第２１章

石黒　盛久

Translation and Notes
Giovanni Botero, The Reason of State (La ragion di stato), Venezia, 1589, Vol. I, cap.11-21.

Morihisa ISHIGURO

原典翻訳・注解

ジョバンニ・ボッテーロ『国家理性論』第１巻
第１１章〜第２１章

【はじめに】

以下に訳出・注解するのは、１６世紀後半のイタリアで活躍した司祭・文人・政治思想家ジョバンニ・ボッテーロ(1544-1617)の『国家理性論』の第一巻の後半、第11章〜第21章にかけての部分である。これに先立つ献辞並びに第1巻の第10章までの部分は、本稿と平行して刊行される金沢大学外国語センター『言語文化論叢』第18号に掲載予定であるので、併せて参照いただければ幸いである。

在世中ボッテーロは博覧強記を世に謳われ、その著作の関心の範囲も詩歌文学、歴史地理、政治経済と多岐にわたっている。世に知られた著作としては今回取り上げる『国家理性論』の他、『世界の報告』(1591-1596)、『都市隆盛原因論』などがあるが、「国家理性」という近世欧州政治思想史理解の鍵とも言える概念を初めて明示したことにより、当時より最も人口に膾炙した作品こそこの『国家理性論』に他ならない。国家の利害の貫徹という「目的が手段を正当化する」という主張は、既にマキアヴェッリの『君主論』以来世に知られるところとなっていたが、マキアヴェッリのこうした発想を継承し、それを「国家理性」として定式化した点に、政治思想史上における本書の重要性は存在する。

だがにもかかわらず本書において彼はマキアヴェッリを、「乏しい認識を踏まえて国家理性の論をこねあげた」人物（献辞）として非難して止まない。『君主論』におけるマキアヴェッリの議論と本書におけるボッテーロの議論の最大の差異は、彼自身が自覚するように、前者の対象が新たに国家を定礎する新君主にあったのに対し、後者の対象が既に国家を継承している世襲的君主にあった点であろう。こうした既存の秩序の保持者たる君主に対するボッテーロの助言は、まさに今回翻訳を試みた第1巻の第11章から第21章にかけての議論が示すように、中世以来の「君主鑑」の伝統そのままの、臣民に対する正義と公平、慈悲と鷹揚の実践者としての君主像を描き出している。ところがボッテーロはこうした議論の根底に極めて厳格な条件の下、国家の超道徳的行為のマキアヴェッリ的是認をそっと滑り込ませるのだ。しからばその厳格な条件とは何なのか。その考察がマキアヴェッリとの関係の下で、ボッテーロの位置を考察するにあたっての主題となる。

他方でマキアヴェッリは、新君主の超道徳的

平成25年10月1日受理

手段の行使による国家定礎を主題とする『君主論』と並んで、既存の国家（共和国）の国制の維持と拡大を主題とする『ディスコルスィ』をもまた執筆し、そこにおいて支配者が古典的道徳を涵養することを大いに推奨しているのである。『君主論』と『ディスコルスィ』の論調の対立は、いわゆるマキアヴェッリ問題として知られる論題であるが。両者を併せて読めばマキアヴェッリがボッテーロと同じく、超道徳的手段の行使を一定の限られた条件（時節や人物）に対してのみ許容していたことが明瞭になる。混乱はこうした条件をマキアヴェッリが、はっきり議論しようとしなかった点にも発している。その結果ジャンティエやポール枢機卿のように、マキアヴェッリの著作を熟読もしないまま、「マキアヴェリズム」というわら人形を自分で製造し、それに攻撃を加える錯誤もはじまってしまった。そうした粗雑な議論と比べた時、表面的なマキアヴェッリ批判（それが当時のカトリック教会の反動宗教改革的マキアヴェッリ批判に対するカモフラージュ＝タキトゥス主義の一例であることは言うまでもない）にもかかわらずボッテーロが、マキアヴェッリの議論をいかに自家薬籠中のものとしていたかが、なかんずくこの「超道徳的手段の行使の条件」という観点を通じて明らかとなるだろう。

もちろん 16 世紀初頭に活躍したマキアヴェッリと、16 世紀も最末期に活躍したボッテーロでは、議論の内容に顕著な相違があることも見逃せない。マキアヴェッリが専らイタリア、あるいはせいぜい言って西ヨーロッパの地理・歴史（陸）という限界から脱却できなかったのに対して、ボッテーロの議論は大航海時代に相応しく、新大陸やアジアにおける植民地経営や海軍力の重要性にまで及ぶより広闊な視野（海）を獲得しており、その結果として国力とその伸張の基盤を武力以上に、武力を支える富力の増強に求めている。それゆえ彼のことを、政治地理学ひいては政治経済学の先駆者と評価することもできるだろう。このようにボッテーロの思想はマキアヴェッリのそれを極めて正確に読み込みつつ、それを次代の国家経営の思想としての重商主義と接合して行くという新たな側面をももっており、後者に端を発し現代にまで及ぶ「国家理性」問題の西洋政治思想史における継承と発展を考える上で、極めて重要な素材であると考えられる。

翻訳・注解

第一一章　臣民の愛情と評判とは支配者の如何なる徳より生じるか

だが各々の美徳［力量］はそれにより自身を飾る者たちに対して、愛情や名声をもたらすのにふさわしいものではあるが、そうは言ってもそのうちのあれこれは名声以上に愛情をもたらすのに適しており、またいくつかはその反対である[1]。前者としては人間味や丁重さ、寛容さその他もろもろの全般として公正と鷹揚に帰着する、概して恩恵を与えるような性質が挙げられる。他方後者として我々はなにがしかの偉大さや心胆や器才の力の如く、大業をなすに相応しい諸美徳［力量］挙げることができる。それらには剛毅や軍事や政治上の能力、堅忍不抜や心意気、才覚の万端怠りのなさなどがあげられよう。名声をもたらすこれらの美徳を我々は、賢慮や真価と名付けている。

第一二章　正義について

臣民に福利をもたらす最良の手段は各人に対し自身の財産を、正義を介して保障してやるということに尽きる。平和の基盤と人民の和合の確立がそこに存することは、まさに疑いのないところである。われらが主イエズス・キリストはその聖なる教会を、あたかも最良の共和国として創建する際、それを多大な力と美徳を備える慈愛により統合し成形したから、教会が開花し統治したところでは正義は必要とはされなかった。なぜなら慈愛は単に人間の手を縛るのみならず、その心を統合するからである。こう

した心の一体化が存在するところでは、侵害も呵責も正義の対象[となる不正]も存在しないからである。けれども人間は概して不完全なものであるし、慈愛もまた次第に醒め果ててしまうものであるから、都市を秩序づけ人間共同体を平和と静謐の内に保つためには、正義がそこに座を据え道理を通すことが必要となる。殺人者どもや窃盗者どもですら、正義と言うこの卓越した美徳[力量]を欠いては共存しえない。ユピテルすら正義の働きなくしては人民を適宜に統治することはできないとは、古代の詩人も語るところである。またプラトンもその政治に関する著作に、『正義について』という表題を与えている[2]。道理を通すこと以上に王にふさわしい事柄があろうか。マケドニア王デメトリオスは正義[の執行]を求めるある婦人に対して暇がないと答えたとき、次のような記憶にとどめるべき返答を聞いたのである。「ならば王であることをおやめなさい」。最初の王たちが人民によって正義の配分のため推戴されたことは、疑いのないところである。それゆえ王たちに先立つ時代の古ユダヤの支配者たち（士師）たちには、まずもって―裁判官であることが求められたのであった[3]。またその当初は（ディオニシオスが記すように）ギリシアの諸都市も、その全てが王の支配下にあった。彼らは人民間の不和に対して法に基づき裁定を下した。そこでホメロスは王のことを道理の監守者と称したのである[4]。だが後世になり権限を制約されていた王たちが、絶対者として振る舞いはじめその権威を濫用するようになると、ギリシアの大半ではその政体が改変されることとなった。しかしそれにもかかわらず、いくつかの事例において裁判官が法を確固として維持することができず、他方で法もまた裁判官たちに対してその名声を保持するに不十分であったため、彼らは王の権威に頼ることを余儀なくされた。しかしその場合でも例えばテッサリアではこの至尊の治裁者のことを司政官（アルコン）と、ラケダイモン人はハルモステス[5]、そしてローマ人は独裁官（ディクタトール）と称した如く、王とは異なる名称を用いていた[6]。そしてローマ人たちはこの後に独裁官の威光を恐れ憚り、独裁官の例外的権限を付与しつつも名目的には通常の執政官（コンスル）に留めることにより、ポンペイウスを単独執政官となしたのである[7]。またエジプトの王は正義の執行に多大な熱意を燃やしていたから、裁判官たちに対してもし彼らが不法と判断したなら、彼らに対する王の命令に従うことの無いよう誓言せしめたのであった。同じようにフランスのフィリップ美王もそれが道理に適っていない時、正義の執行を名目とする王の教書に配慮を加えることを裁判官たちに禁じたのである。

第一三章　王の正義の二つの部分について

王の正義には二つの側面がある。即ち一つは王と臣民の間に行われる正義である。もう一つは臣民と臣民の間に行われる正義である。

第一四章　王と臣民の間に行われる正義について

人民はその君主に対して、必要な全ての奉仕を提供すべき義務を負っている。なぜならまさに君主が人民たちをその相互間の正義の内に保ち、外敵の暴力から彼らを守護しているからである。それゆえこうした君主はかかる節度の内に自らを持し、彼らの余力を超えた非常の課税により臣民を困惑させるべきではないし、またたとえ通常で慣習的な課税であっても、それが強欲な大臣によって厳しく取り立てられたり、その額が増されたりすべきではない。というのもその余力に対して課税を加えられた人民は、国土を荒廃させ、支配者に反抗しはじめ、また外敵に味方しはじめるからに他ならない。それだから皇帝ティベリウスは、税を取り立てる非常の策を提起した大臣に対して、良き羊飼いは羊の毛を刈ることだけで満足し、羊の皮まで剥いだりしたりしないものだと答えたのである。ここで私はイギリスの聖オドアルド王につき、

ポリドール・ヴェルジリオが記したことに言及する機を逸したくはない[8]。なぜならその大臣たちにより強欲にも巨額の金銭がこの君主のもとにもたらされた際、これを一見するなりそこに悪霊が座を占め悦楽に耽っているのを見たこの王は、まさにこのこと故に驚愕と恐怖にとらえられ、それらの金銭を手つかずに返却するよう命じたのであった。これに劣らず税収を無益に浪費することは、厳に慎まねばならない。なぜなら人民が多大の労苦と耐乏に絶えて納めた金銭を、君主が不適切に浪費していることを見ること以上に、人民を傷つけ苦しめることはないからである。こうした金銭を彼らは君主の偉大さの支えとして、そしてまた共和国［共同体］の保持のために納めているのだ。虚栄には限度がない。こうした虚栄に耽り金銭を浪費する者が放埒に身を持ち崩し、銭を掻き集める必要に陥ることは避けようがない。そしてこうした必要から抜け出そうとすれば詐欺的行為や不正、無辜の民の殺害に及ぶことになる。かくしてカリギュラ帝は、ティベリウス帝が多年にわたり語るに尽くせぬ精励をもって蓄積した 7700 万スクードという大金を、僅か1年の内に使い尽くしてしまった。そして浪費の手段にも事欠くようになると、強奪をはじめとするあらゆる残虐に手を染めるようになった。ソロモン王もまた、その父ダヴィデ王が彼に残した 1200 万という金の大半を、宮殿や庭園の造営や祝宴をはじめとする信じがたい豪奢のために使ってしまった。そして彼自身は金に事欠くような羽目にはならなかったものの、このようなやり方でその王国に税を課したため、それに我慢のならなくなった人民の大半が彼の息子レハブアムに背くこととなった[9]。賦課と有用性の均衡を図りつつ、また責任を栄誉によって軽減しつつ、報奨金や位階勲等を適切に配分することもまた、こうした正義に属する事柄である。なぜなら各人がそれぞれに安楽さや名声を追求する訳だから（低俗な者は安楽さを求め、高尚な者はそれ以上に名声を求めるが）、労苦や奉仕が認知されそれに対する報いがあるところでこそ力量は実を結び、価値は開花するからである。人々はこうした安楽さないしは名声を、君主がそれを喜ぶと目する様々な手段を通じて達成する。例えば君主が美徳を愛好すれば美徳によって、君主が虚栄心に富む者であれば阿諛追従によって、君主が華美を好めば種々の装飾品によって、君主が貪欲な者であれば金銭を使ってこうした目的を達成する訳だ。だが位階勲等を功績によってではなく、好き嫌いによって授与すること程、君主にとって害になることはない。何となればそれが美徳を損なうのみならず、君主が不適切な者を偏愛していることがわかれば、力量溢れる者は彼に対する奉仕から身を退けるばかりか、彼に対し服従しなくなってしまうからだ。こうした取るに足りない輩が君寵を笠に着て彼らの統治の職に任じられるとなれば、人民もまた自身が軽んじられたと判断し、かかる代官に向けられた憎悪その故に君主に対する反乱に走ることとなる。そして君主がこうした寵臣を擁護してやろうとすれば彼自身人民からの信頼と名声を喪失し、自身の栄誉を堅持したままそこから逃れ出でることが極めて難しい迷宮にはまり込んでしまう。彼が自身の名声を保ち続ける方途は、有能で適切な人材に統治の官職と任務を付託する他ないのである。また君主の恩恵に関する依怙贔屓も同様に危険である。なぜなら均衡を失した偏愛が明らかとなるや凡人たちの間では嫉妬がうごめきはじめるし、寛闊な者においてもこうした君主に対する軽蔑が生じるからである。かかる軽侮は彼らをして異心を抱かしめる。彼らは寵臣を引きずり下ろすため、君主に逆らうことも意に介さないようになるのだ。それはイギリスで軽薄者のウーゴ某への余りの寵遇の故に、エドワード2世に生じたことであるし、またブルターニュにおいてそのピエール・ランダイへの慎みのない信頼ゆえに、フランソワ2世公に生じた事態でもあった。この時には貴族たちは公に対して謀反を企て、公をしてこの哀れな小者を貴族たちの手に委ねることを余

儀なくさせたのである。そしてこの小者は革紐で首を絞められて命を落としたのであった。またナポリにおいてジョバンナ2世がパンドルフェッロ・アポロとジョバンニ・カラッチョロに対して示した思慮のない恩寵は、それ自体が彼女の様々の不幸の原因となった。それに相応しい位階勲等以上の地位を授けられた者は、謙虚な態度を持することが難しくなる。そこから彼に向けられる嫉妬が増大し、常日頃に言われるようにかかる嫉妬が火に油を注ぐこととなるのである。というのも彼は功績や能力といった裏付けをもたない者であるから、自身の威勢を守ろうとして力量ある者に対抗し、王の関心や恩恵をその長年の労苦や成し遂げられた奉仕によりそれにふさわしい者から遠ざけようと、狂奔することを余儀なくされるからだ。彼は他人の威勢を、自身のそれを貶めるものと考えるのだ。このように良き者が疎外された結果、物事をなすにあたって、実務者より卑しい口舌の徒に万事が落掌するのを見ないで済まされようか。かくして君主への奉仕や人民の福利を全く眼中に置かず、彼を引き立ててくれる人物の満足や恩恵のみに心を配る、そのような人物が司法・行政の顕職に挙げられることとなる。そしてあげくの果てには宮廷には党派が蔓延り、王国には不和が、諸侯の心中には憤怒が、都市には不平が充満するようになってしまう。

第一五章　臣民と臣民の間に行われる正義について

その臣民間において万事が公正になされることに配慮するよう、君主は期待される。かかる配慮の要諦は、田園や都市が暴力や詐欺行為により損なわれないようにすることに存している。暴力は亡命者や盗賊ども、暗殺者や殺人者といった連中に由来する。こうした手合いは、果断な対処や恐怖によって抑圧しなければならない。なぜなら家の中に悪しきことを為す者がいるなら、たとえ敵の軍隊や兵器が近くを脅かしていなくても、何の役にも立たないからに他ならない。[暴力沙汰に比べ] 詐欺行為は世を騒がせるものではないが、それが社会に与える損害は [暴力沙汰に] 劣るものではない。ここに言う詐欺行為とは間尺を改変し、重量を誤魔化し、証言や契約や両替を偽証し、通商を独占し、食糧供給を阻害し、あたかも地雷であるかのように世の調和や平和を破壊する上記に類似した行為のことである。もし君主がこうしたことに適切に対処するなら、彼は人民の限りない愛情を獲得することができよう。フランスのルイ12世は人民たちから父と慕われたが、それは彼がこうした問題に対して示した配慮と、勢力家を抑圧することにより彼ら人民を助けまた保護するため彼が示した熱意の故に他ならない。だが何にもまして支配者が気を配らなければならないのは、高利の問題についてである。なぜなら高利こそは窃盗に、いやむしろそれ以下のことに他ならないからだ。高利貸しは古人によっても非難されている。彼らはカトーが記したように、もし12%以上の利息を貪った場合は [元本の] 四倍の罰金を課せられた[10]。他方で盗人はその償いとして、[盗んだ金銭の] 二倍の罰金を課されたに過ぎない。この疫病は、高利貸しが人民の誰か彼かを極度の悲惨さに追いやり、アテネ共和国や都市ローマを大混乱に突き落とし、それを激しい危機に直面させる結果を生んだ[11]。またこうした疫病はフランス王に一再ならず、イタリア人銀行家を追放処分に処さしめる原因ともなった。もし支配者が各個人の能力を消耗する高利貸し—彼らはそこから共同体に利益がいささかなりとも生じるよう労苦を重ねることもない—の貪欲により、その封臣たちが食い散らかされるままに留め置くなら、もし租税が封臣に対し度を超えた負担とならないよう努めたとしても、それが君主にとりどんな利益となるであろうか。だが各個人に関し小生は如何に申し上げたであろうか。高利貸しは国庫の枯渇や公的歳入の荒廃をもたらすものである。なぜなら実業が勃興する時にのみ、物品税や関税の十分な増加が見込めるからである。こうした実

業は貴殿らの国境線上で物品が往来する度に、また物品が海港や川の渡し場、都市の城門やその他のしかるべき場所を通過する度に、租税を支払うのである。そして実業はもしそこに十分な金銭が行き渡らなければ、その流通を止めてしまう。商品への懸念や業務の心労なしには商いができないことから、通商をなおざりにして高利貸しで産をなそうとする者が、債券を介して時に時間を時に金銭の使用権を売りさばきながら金銭を増殖させ、その結果として他人によって肥え太っていることを知らない人がいるだろうか。こうした連中はといえば少しもその身を労せず、またどんな値打ちもないのに図々しくも蜜蜂の巣に入り込み、蜜蜂たちの勤勉と労苦の実りを喰い散らすある種の寄生蜂のようなものである。誰しも面倒なく儲けを手に入れたいというのが本音だから、高利貸しのようなやり方によって公共広場が荒廃したり、工芸がなおざりにされたり、商業が中断されたりするのは避けられないことだ。なぜならこうした高利貸しを通じて職人は工房を、農夫は鋤鍬を捨て去り、貴紳は金に換えるためその世襲領地を売り立てに出し、疲れも知らず国々を彼方此方と駆けめぐるはずの商人たちも、家に居着くようになってしまうからである。このようにして都市はそれがかつて有していた美しさや良さを失ってしまうし、物品税は不足を来し関税制度は崩壊してしまう。国庫は窮乏し、極端な悲惨や絶望に追い込まれた人民は政権の失墜のみを願うに至る。このような次第でローマの大変な災難と共に、アジアは二度にわたってミトリダテス王の手中に陥ったが[12]、それというのも彼らのもたらす飽くなき暴利によりローマ人たちは、かのギリシアのハルピュイアのようにこのアジアの地を消耗しつくしてしまったからだ[13]。アテネにおいてソロンが高い称賛を受けているのは、彼が高利貸しを廃止ないしは少なくとも緩和したからに他ならない。ルクルスがアジアにおいて称賛されるのも同様の理由によるし、カエサルがイスパーニャにおいて称賛されるのもそのような次第だからだ。支配者の富は私益の総量に由来する。こうした私益の総量は農工業の成果やその実際の取引に、換言すれば一国内のある土地から別の土地への、ないしは諸国間のある土地から別の土地への物資の出入りに基づくものである。イタリアには二つの極めて富裕な共和国がある。ヴェネツィアとジェノヴァである。この両国の内、ヴェネツィアの国勢がジェノヴァのそれに遙かに立ち勝っていることは言うまでもない。その原因を尋ねるに実際の通商に専念するヴェネツィア人が、各人の私益の水準においてはほどほどの収益しか上げないにもかかわらず、公益の水準においては計り知れない利益を収めていることが挙げられる。逆に全面的に金融業に従事するジェノヴァ人たちは私益を際限なく達成しながら、公的収益の面では実に貧しくなってしまっているのだ。

第一六章　司法官について

しかし訴訟の理非をつけこれを宣告することは君主にとって都合の良いことではないから、能力がありかつ善良な司法官を任命することが君主にとっても必要なこととなる。彼ら司法官たちが、君主に代わってこうした仕事を行うのである。ここで君主は二通りの努力を払わねばならない。即ち官吏の選任と官吏の統制である。君主は彼が授けようとする任務に必要な知識と経験を有し、かつ道徳的に健全な人物を選抜しようとするが、古来より共和国や君主は、このことに特別な配慮を払ってきたのである。アレクサンデル・セヴェルス帝は諸州に司政官を派遣するに先立ち、その数日前に派遣者の名を公示した。それはこうした候補者に対してなにがしかの欠点が指摘された時に、それを知った皇帝が決定を変更し、この任を別の者に授与できるようにとの思惑からである。まさにこのような配慮こそが、司法官職を売官するような君主には大きく欠けていることだ。なぜなら売官こそは、司法の場に正義ではなく貪欲を置く仕業だからに他ならない。贈り物を受け取った者が

その職務において誠実な者たり続けることは、実に難しいことである（なぜなら神の言葉の如く、贈り物は賢者の目をも盲いさせてしまうからである）[14]。少なくとも官職を購入した者は茨の野に入るようにではなく、あたかも豊穣多産な私領に乗り込むかのように、そこに着任するのではないだろうか。フランス王ルイ12世は、官職を買った者は通常は自分が安価に買ったものを、細民に極めて高価に売りつけようとする者だと常日頃から言っていた。アリストテレスはリュクルゴスの立法を酷評した。というのもこの立法が、望ましいことではないにもかかわらず、十分な能力のある人物に授けなければならない司法官職を、自分がそれに値すると自負する者が要求するように定めたからである[15]。もし官職を購入した者に官職が授与されていることをアリストテレスが見聞したのでなければ、この主張により彼は何を言いたいというのであろうか。ポリビオスはカルタゴ人に対しローマ人をひいきにしたが、それというのもカルタゴ人が公的贈り物によって栄誉に到達したのに対し、ローマにおいてはこうしたことは死罪に値する犯罪だと目されたからである。力量への報償が他とは異なる格別な物として高く評価されていたローマでは、そこに到達する手段方法も、他のあれこれの共和国におけるそれとは大いに異なっていた[16]。しかし官吏たちにおいては物事の実践性が追求されていたと私は申し上げたから、私は次のことに言及しないままでいることは出来ない。即ち一番低い地位における経験をもとに彼等がより高い地位へと上っていけるように中国の国王が官吏たちを年功序列に従って、一番年若の者の最低の地位から次第により高い地位へと昇進させていることに、言及しないでいる訳には行かないのである。だがこれらの（ギリシア、ローマそして中国の）制度は、官吏の選任において払われたその規定においてではなく、その効果において記憶に値する。というのも賢明な支配者たちは、彼らが正義の執行や人民の統治に任用せんとする人士の才能や廉潔の認識に、様々の経路を介し到達し得るからである。そうした経路の一つとして良き人々の間での評判がある。なぜならそれに利害関係を持たない人の判断が、悪しきものであろうはずがないからだ。ある人の顕著な行動や英雄的活躍もまた、高い力量をめぐる広汎な論議の対象となる。なぜならこうした振る舞いは卓越した善性を前提とするし、こうした獲得された名声に相応しからぬ振る舞いをせぬよう、人士に強いるからである。大事にあたり閲された経験もまた有益である。なぜなら人は過去になされた事柄をもとにして、将来につきありそうな判断を下すからである。生活の一貫性から推し量られる謙遜さや節制も重要だ。なぜなら折り目正しい人柄の人物からは、専ら秩序だった活動が期待されるからである。寛大さや慈しみ深さも見逃せない。というのも自分自身につき鷹揚で情け深い人物は、他人に対しても滅多なことで不正に傾かないからである。世評や名声は多大な議論の対象となる。なぜならこうした世評や名声はめったに誤りを犯すことがないし、力量を除けば名声や信用こそがある人物を官職へと押し上げるのだ。そこで役人の任用にあたりスパルタ人は、人民が召集される民会に隣接した一室に数名の人間を配置した。彼らは官職の候補者の名を抽選で選び大声で表明するとともに、そうしたそれぞれの名乗りが巻き起こす賛意や歓喜に聞き入ったのであった。その後これらの数名の人士は、このような賛意や歓喜を通じて大衆の意に適うと判断される人物を、役職の最終候補者として選んだのである。というのも人々の共通意見により是認された人物が、実際には彼がそうであると評価されたような人物ではないなどということは、めったやたらに起こることではないからだ。心得ておかねばならないのは、人物評定において貧乏人は金持ちよりはるかに誤ることが少ないものだと言うことだ。なぜなら金持ちが激しい野心や作為に動かされてしまうのに対して、貧乏人はといえば人の力量や公共善への熱意の尊重により突き動か

されているからである。この点につき私が思い起こすのは、マルケルス2世が教皇に選出された時、ベルナルドという名の日本人が滞在していたことである[17]。教皇が選出された時ローマの市中を散策していた彼は、それがよい選択であったことということをすかさず断言したのである[18]。それを何を根拠に知ったのかと問われると彼は、「貧民たちがそれを喜び祝賀していたからです」と答えた。他の身分の場合と同様に役人の資質についても、加えて年齢もまたなにがしかの重要性をもつ。というのも情熱の激越さが若者をして、他の人々を統治するに不適格な存在にしてしまうからである。即ち自身を御すことのできない人間が、他人を良く御することなどとても出来ない相談だからである。古の立法者は富裕な者でなければ、司法官の地位に起用しなかった。なぜなら貧乏人や困窮者が脅迫に対し堅固に身を持することは難しいと、彼らが考えたからに他ならない。だが司法官になる者が裕福であるか否かは、実のところさして重大なことではない。肝要なのは、内心の善良さと見識が当人の意図や行動の手綱となっているかどうかということに尽きる。さもなくばこうした現象に対しては、監視以外如何なる対抗手段もなくなってしまうことだろう。というのも、もしも貪欲さが人の精神に由来するものであるならば、それは金持ちを貧乏人に比べてもいっそう横紙破りな者としてしまうからに他ならない。そしてもしこうした金持ちが己れを更に富まそうとする意図で横紙破りをしでかすとすれば、対するに貧乏人は同じことを貧乏を回避しようとしてしでかすからに他ならない。そして必要性が貧乏人をなにがしかの不都合に導くとするならば、こうした必要性は更に一層のこと金持ちを、諸悪の根源たる貪欲さへと引き寄せてしまう。

更に検討を要することは、司法官その他の官僚は在所の人物であるべきか他郷の人物であるべきかという点である[19]。司法官はよそ者たるべしという慣習は、ゲルフィとギベリンに分かれ対立した都市民における党派が原因となって、フィレンツェやルッカあるいはジェノヴァといったイタリアの各都市に導入された。たとえばフリードリヒ2世死去の後に自由を守り切り、また党派争いや内戦も同様に鎮静化したフィレンツェでは、裁判に際し党派間に生じるのが常であったあらゆる対立や不平不満を解消すべく、市民の不和を裁定する二人の外人司法官が選任されることとなった。そのうちの一人は人民隊長(Capitano del popolo)と称され、いま一人は司法長官(Podestà)と号した。在所の市民には、その父兄や友人の利害によって振り回されるという不都合がある。一方で他郷人には、その立場が薄弱だという意識から、こうした司法官が自身が支援され擁護されるように、有力者べったりになろうとするという不都合が生じてくる。そこで私はこうした司法官が全く以てよそ者という訳でもないものの、その一方で全面的には自身の職権を行使する土地の者ではないように、自国に属する他の地方でかつ彼が主宰する裁判所が置かれる土地の諸党派が影響力をもたない土地の出身者が、それぞれの土地の司法官に就任することが好ましいと考える次第である[20]。かくしてマルクス・アウレリウスは、何人と雖も自身の生国の司政官たるべからずと命令を発し、フランスのフィリップ端麗王もまた、何人たりとも生まれた地方において司法官たるべきではないと定めたのである。

第一七章　司法官の職権を抑制すること

司法官の選抜に万全の配慮を加えるのみでは不十分である。選任時に際して以上に、着任後こうした司法官をして、腐敗せずにいさせることの方が、一段の工夫を要することなのである。というのも鳩の多くは鴉となってしまい、子羊は狼となってしまうからである。司法の官職ほど、人間の内心を露わにするものはない。なぜならそれは権力を手中にさせるからに他ならない。そして［こうした権力を行使して］悪事をなすことが出来るのに、それをなさない人物こ

そが真の意味での善人なのである。ヴェスパシアヌスについて、都市の役人と属州の総督たちのうち従順を欠いたり公正を欠いたりする者たちに、統制を加えることに彼が多大な勢力を注いだことが記されている。そこでこうした人士の清廉を保持すべく、様々の手法が考えられる。即ちこうした役人たちの俸禄を増す一方、収賄を行う者を厳罰に処することである[21]。中国の王はこのことを特異なやり方で実践している。なぜなら中国の王たちは司法官たちに食糧や住居、家財道具や属官、従者たちなど彼らの安楽と栄誉にかかわる一切を提供しているからである。こうすることにより正義の執行をはじめ彼らに委託した職務に、彼ら司法官たちが余念なく従事できるようにするために他ならない。極度の厳格さや廉直さが彼らには求められるため、断食なくして彼らは、裁判官の席に登壇したり審問を行ったりすることは許されない。万一こうした司法官中の身体の弱い者に、登壇前にいささかの舐め薬やそれに類似したものを服用することが許されるとしても、葡萄酒を服することは許されない。良き司法の実現のため同様に重要なことは、君主がその司法官たちに彼らが要職にあるからといって、専権や物事を裁定する絶対的権限を与えず、むしろ専決権は自身の手元に留保し、彼ら司法官を可能な限り法の規定の下に置くということに他ならない。なぜなら支配者は法律によって安泰となるのであって、色々な衝動に突き動かされる他人の恣意によってではないからである。判決上の自由裁量権を有する者はしばしば、物事の認識と法的学理に必要な精励を活用しなくなってしまう。だが我々は他の論題に移ろう。ローマ人は［他人から］告発されるのではないかという懸念にとりつかれていた。というのも、この都には野心的な競争関係が満ちあふれていて、何人たりともその敵対者がいないほどの権勢を持つ者がいないため、彼らは日毎自身の競争者を押さえつけ、引きずり下ろすことに狂奔していたからである[22]。そしてこうした抑圧は単に各自個別の侮辱を与え合うことによって解消されるのみならず、人民に対して為される侵犯行為の仕返しを、彼らに代わって行ってやることによっても実現されていた。極めて不正な行為を行った者には同様に、いくつかの峻厳極まりない訓戒が課せられることとなった。なぜなら一罰は百戒の効果を生んだからである。アッシリアの王カンビュセスはその司法官の一人シサミの犯行の現場を取り押さえた時、生きながらにして彼の生皮を剥ぎ、それを以て法壇を覆わしめた上、そこに息子を座らせ審理を行わせたのであった[23]。この峻厳にして残酷至極な範例が、他の者たちに自身を省みさせるため、どれほどの効果があったと私たちは思うべきであろうか。何人かの君主たちは我々が監察官とか査察官とか称する官吏を活用したが、こうした対策には腐敗という極めて大きな危険が伴っていた。そこでトスカナ大公のコジモ殿下は、何人かの隠密を飼っておられたが、それはこうした隠密たちが、信頼できる人物として多くの物事を監視することにより、役人たちの言動につき彼ら隠密たちが知り得た一切を、大公に報告するよう慮ってのことであった。こうしたやり方は私には査察官を使う手に比べ、いっそう効果的なやり方であるかのように思われる。なぜなら査察官が一人きりの場合、彼は容易に籠絡されてしまうであろうし、二人であっても彼らを籠絡することはそんなに難しいことではない。といって査察官が多数にのぼれば、費用をはじめとするその重荷は、君主にとっても人民にとっても生やさしいものではなくなってしまう。隠密を派遣する場合はそうではない。隠密たちはお互いに面識がないし、また彼らの存在が露わとなることも望まない。互いに懇親を深めつるみ合うようなこともなければ、その結果として君主を欺くようなことも生じないし、査察官の場合に比べ費用も少なくて済む。また何人かの君主はその領国を彼自身で視察した。それは人民間の紛争を彼自身が審問し、役人たちの仕事ぶりを熟知し、国家行政の実際を見聞するために他ならない。

このようなやり方はなかんずく皇帝トラヤヌスにより好まれたところである。こうした意図を以て、彼はローマ帝国の大半の地を巡幸したのであった。公正により知られるランゴバルト王アリトペルトは、時に応じお忍びで衢に出るのを常とした。それは彼や彼の役人たちについての世評を、素早く探るためであった。実際のところ支配者が事案を自身で聴聞することは、極めて必要なことである。なぜならそれ以外のどんなやり方も役人たち自身がそうであるように、多かれ少なかれ籠絡されてしまいがちのものに過ぎないからだ。他人の耳目しか使わない君主を瞞着する方法や、彼に白を黒と思い込ませる方法などいくらでもあるものだ。そしてこうした欺瞞の全てから、己を守るのは尋常なことではない。宮廷生活の達人たるある貴紳が私に次のように言った。王が事物の真実を知るためには、彼がつんぼであることが必要だ[24]。それは幾千もの誤った報告により瞞着されないようにするためであり、換言すれば高い塔の上に立って、万事を一望の下に眺望するために他ならない。しかしこれは叶わぬことであるから隠密を利用したり、しばしば聴聞の席に自身出御したり、微行してあちらこちらを視察したり、遠慮を知らぬ人から真実を聞いたりすることが肝要なのである。ティベリウス皇帝は司法官たちに対し—役所の席にあったり、あるいは各地を視察することを通じて—しばしば警告を発し訓戒を加え、またかれらにその職務や法の遵守、認識の義務、その取り扱う業務の重要性といった事柄を想起せしめた。同様のことはヴェネツィアの統領によっても実践されている。様々の書物を読みつつ皇帝アウグストゥスは、人民の良き統治に関わるあらゆる適切な発言を書き留めるのが常であった。種々の情報を介し皇帝はそれらの複写を司法官たちに送付したのである。

第一八章　裁判を行うにあたっての訓戒

正義を履行するにあたり用いられるべき事柄は数多あるが、ここではその内のたった二つのことを、規範ではなくむしろ訓戒というかたちで語りたい。第一の事柄とは、正義は一貫しかつまた迅速であれと言うことだ。君主が如何にして司法官たちを統制すべきかについては先に言及した。だがもし罰すべき者に恩恵を与えたり、千回の死罪や千回の流刑に値する者に、生命や生国での生活を寛恕してやることにより君主がそれをねじ曲げるならば、司法官たちが廉直堅固な裁判上の衡平を保持しても十分ではない。寛典は君主の専権である。なぜなら司法官が合法的に物事を裁定しなければならない際、君主だけが厳格さを和らげたり、衡平をもって法の峻厳さをゆるめることが出来るからだ[25]。だが君主は正義や国家に有害な者にこうした恩恵を与えてはならない。この二つの項目の内、正義を犯す者に寛大であってはならないという点に関して言えば、これこそがあらゆる政治的統治の規範・規則たらねばならないからであり、無知や正当な責め苦によりその罪を償わない者を赦すことは、恩恵ではなく不公平の罪を犯すことだからである。国家を犯す者に寛大であってはならないという点に関して言えば、人民が君主に租税を納める主要な目的とは即ち、君主が正義を介して人民を平和と静謐の内に保ってくれるからに他ならない。だから衡平や公共善に対する尊重なく施された恩恵は万事を混乱に陥れ、従ってしばしば国家大乱を惹起してしまう。というのも御神は彼等により悪人に差し許された罪悪の故に、君主たちを罰されるからである。サウル王やアカブ王の故実はこのことを明らかにしてくれる[26]。

私はまた、刑罰の軽重の塩梅もまた容易ならざる仕事であるということを語ることをも逸したくはない。シチリアの副王在任中ジョバンニ・ヴェガは、等族殺害により死刑宣告を受けた王国のある貴人の公開処刑を回避するようにしつこく要請された（そのために彼には3000スクーディの金額の提供が申し出られていたのである）。これに対して彼は次の如き記憶すべき

言葉によって返答した。「もししかるべき場所において執行されないのであれば、正義はその場を失ってしまう」と。

冒頭言及された正義のいま一つの条件は迅速性であった。これは万民に切望されていることである。このことは［素早く判決を下すよう］支配者に誓願や陳情を行うということに止まらない。というのも係争の遷延はそれにより、道理がある側をも消耗させてしまうからである。なぜならたとえ彼に有利な判決が下ったとしても、当人はそれで司法に対し如何なる感謝の念も抱きようがないからだ。というのも勝訴を勝ち取るため費やした費用は、しばしば係争中の財貨の額を超えてしまうからである。私の記憶によれば、たった6スクーディの資産をめぐるパリでの紛争で、敗訴した側はこの6スクーディに加え60スクーディにのぼる支出を支払うよう宣告されてしまった[27]。このように訴訟に勝つため多額の支出が求められることにより、勝訴を願う貧乏人はそれを空しく求める仕儀となり、結果として彼らの側の道理を引っ込めるほうが彼らにとり、それを求め争うよりましだということになってしまう。そこで顕官たちに諮問するということが、こうした問題に素早く判決を下したり、その余りな遷延を断ち切ったりするのに適切なやり方ではないかと思う。私はそれは不可能なことではないのではないかと考える。戦争において多大な才華を発揮したユリウス・カエサルは、こうした事柄に従事することを、自分に相応しくないこととは考えなかった。なぜなら正邪の道理というものがほとんど有名無実なものと化しているのを見てとった彼は、それにとって適切な制度を作り緊急有用な法律を制定することを、卓越した人士に委嘱したからである。ヴェスパシアヌス帝は紛争が素早く解決するよう多大な研究を行い、卓越した人士を選抜して、彼らに最終判決を下す権威を付与した。その後嗣ティトー帝は紛争を根底から根絶しようとして、「同一の個人の遺産につき、一定の期間を超えて、複数の法律によりこれを告訴し審理する」ことを禁じたのであった[28]。カトリック王はミラノの元老院に対して、もし真理と紛争の解決にとり、より簡潔で素早い何らかのやり方を提案する者があれば、その者は多大の勲功をあげた者であるとの教書を送付した。法は数限りなくあるが、もし才華ある者の怜悧さが—少なくとも外見上の—多くの矛盾や多くの時に異なり時に整合しない解釈や、真実を曖昧にし確かなものを論争の内に落とし込む多くのやり方をそこから見つけ出すようなことになるなら、こうした法律の多彩さには何の意味もなくなってしまう。このような法律の多様性によって、司法はより悪しき状態へと陥ってしまうのである。だが何にも増して最悪なのは、学識者たちが次から次へと著述を重ねていくことに他ならない。なぜならこうした手合いはしばしば物事の道理をほとんどわきまえていないくせに、口数ばかりが達者だからである。そして良く物事を論じる者ではなく、たくさんの引用を行ってみせる者が相手を言い負かしてしまう。だが真理は権威によって判断されてはならない。それは道理によって推し量られるべきなのである。換言すれば口数の多さによってではなく、論証の確かさによって判定されるべきなのだ。

第一九章　鷹揚さについて

鷹揚さもまた良き結果をもたらすが、それは二つの方法による。即ち一つはそれにより困窮者たちがその困窮から解放されることによって、いま一つはそれが美徳を促進することによってである。

第二〇章　困窮者を困窮から解放することについて

困窮者に救いの手をさしのべること以上に、王者に相応しくかつまた神聖な事柄はない。なぜなら神の慈愛と神が傷ついた者や貧しい者の上に延べられた配慮や庇護ほど、何にも増して聖書において際立った事柄はないからである。

そして神は同じことを諸々の君主たちに対しても厳しく要求しておられる。また人民の愛情をかちとり、彼らをその主君に服従せしめるにあたっても、これ以上に適したこれ以上に有効な方策はおよそ考えられないのである。ヘブライ人はその格言において、喜捨こそ家庭の守り手でありかまたその隆盛の基であると解していた[29]。かくして我々はコンスタンティヌス帝やカール大帝、テオドシウス帝などのキリスト教精神に溢れた最も有名な君公が、援助を求める者たちに実に鷹揚であったということを知っている。彼らのうちにフランス王ロベールを算することを、私は忘れたくない。彼は太っ腹な喜捨を通じて、フランスの王国と王冠をユーグ・カペー—彼はこの人物の息子である—の一門の手中に揺るぎないものとした。ロベールは1000人の貧民を養ったのみならず、彼らが彼の宮廷に付き従い彼のために神に祈るよう、馬車さえ提供したのである。一方48年の長きわたり幸いなる治世を過ごしたルイ九世は、常日頃から120名の貧民を給養し、四旬節の時期にはこれが140名となった。またサヴォア公ルドヴィコが貧民に慈悲深く、求める者に鷹揚であったため、飢えたる者の腹を満たし、裸の者に服を着せ、乞い求める者の手助けをすること以外、いかなる娯楽をも知らなかったことにつき我々は、何と言うべきであろうか[30]。鷹揚さは常に支配者にとり有用なものであるが、それどころか極めて効果の高いものであるが、その効果のほどについて我々は、飢餓や飢饉、疫病や地震、大火や大津波、敵の接近や戦争その他もろもろの不祥事が、我々を傷つけ動転させる時のような社会的災害において、思い知ることとなる。愛すべき君主の模範であり、それゆえ人類の喜びとすら称されたティトー帝は疫病やその他の災害にあたって、単に君主に本来の精励を示したのみならず被災者たちに父親的愛情をも示し、彼らを手紙によって慰めるとともに自身に可能なあらゆる手段を講じて彼らを効果的に支援したのであった。そしてもし災害が余りに巨大で手の施しようがない時であっても、ヴァルスの軍団がゲルマニアで被った虐殺の時にアウグストゥスがそうしたように、少なくとも悲嘆の情だけは示さなければならない[31]。あるいはエルサレムの包囲において飢餓が極端に達した時ユダヤ人の王が、神の怒りを静めその臣民の空腹に痛恨の情を示すべく、山羊皮の荒衣を身に纏ったように。まさに社会的大災害の時こそ、その臣民の人心を収攬すべく君主に提供された絶好の機会に他ならない。だから実にこの時にこそ、君公たる者は慈愛の種を民衆の中に播種せねばならないし、また人心中に愛を挿し入れなければならない。この愛が後になって開花すれば、それは播種一粒につきの百倍の儲けをもたらしてくれるだろう[32]。人が位階官職を望めば望むほど、彼はこのことを進んで行わなければならない。なんとなれば私的な一個人の欲求は、やはり個別の一個人によって対処され得るものの、全体の災厄については君主にその救済方が求められるからである。それにたとえ一個人がこうした全体的災厄に援助の手を差し伸べようとした時でも、彼が［支配者に先だって］真っ先にそれに取りかかるのは、決して好ましてことではない[33]。というのも共同体が私的一個人に過度の負い目を負うことは、必ずしも安泰なことではないからである。ローマ人はこのことをよく知っていたから、カッシウスやマンリウス・カピトリヌスを、そしてまた両グラックスを打ち殺したのだ[34]。なぜなら彼らはひどい飢饉の際に穀物の配給を行ったり、大衆に大変有利な法律を制定したりすることによって、一市民の分際に相応しいあり方以上に、ローマ人に恩義を売ったからである。もし君主が人民に重荷を負わせたり彼らを傷つけたりするのを避けるべく、自身なにがしかの財貨を失うことになるとすれば、それは［人民の君主に対する］愛を点火するのに非常に効果の高い言動である。マルコマーニ族との戦争のため帝国諸州に過度の税負担を課すことを望まなかったマルクス・アウレリウス帝は、彼の前代の皇帝たちがこ

ぞって蓄積した金銀製の壺やガラス細工、香料、高価な合金、真珠、絵画、宮殿の調度などを競売にかけた。そしてこれにより得た資金を使って、この困難な戦争を遂行したのである。

第二〇章　美徳を促進することについて

鷹揚さは貧民を貧困から救い上げるのに有用なばかりではない。それ以上に美徳の促進にも力を発揮する。というのもこのような類の恩恵は、それが価する人物を対象に施されることから嫉妬を招き寄せないのみならず、才人を優待し、芸術を振興し、科学を開花させ、宗教を際立たせるものに他ならない。このことは諸国家の至高の装飾品となるのみならず、全人民を彼らの支配者と結びつけるものともなる。なぜなら文芸その他の技芸において卓越した人物は、大衆の世論がそこに由来するその指導者のような存在だからである。従って彼らが王から受け取る恩恵により彼らが王のお蔭を被っているということは即ち、残りの者たちもまた王に依存しているということなのである。かくして卓越した君主たちはみな、才華を有する人物や力量に保護を加えた。アレクサンドロス大王はアペレス以外の者に自身の肖像を描かせようとは望まなかったし、リュシッポス以外の者に自身の彫像を作らせようともしなかった。皇帝アウグストゥスは—彼自身は万人に恩恵を与えたにもかかわらず—その名が卓越した人々に真剣に崇拝されることのみを尊重した。そしてそれが失墜せぬよう、諸州の総督たちに彼の名が詩人やその他の文筆家により、濫用されることを許さぬよう下命したのであった。テオドシウス帝は科学やその他の自由学芸を促進すべく、幾人かの人士の言によればボローニァに研究機関を設置するとともに、ローマの学校の教員数と研究資金を増大させた。ユスティニアヌス帝は、彼自身は無学な人物に過ぎなかったにもかかわらず、文学その他の自由学芸を大いに尊重する見識を持ち合わせていた。フランスの王カール大帝はこの点において傑出した存在である。なぜなら彼は—領域全土にギリシア・ラテン文学の学校を無数に設置したばかりか—パリ大学とパヴィア大学を開設し、またボローニャ大学を復興し、全力を挙げて才華を興起させ、芸術を振興し、美徳を増進させたのであった。その結果彼の時代に学問と風俗が目覚ましいばかりに開花したのである。その武功に負けず劣らずこうした功業によっても彼は、大帝の称号をかちえたのであった。将軍として名高い皇帝コンスタンティヌスは、文才があったなどという話はとんと無い人だが学問や学者を大変尊重し、帝権によるよりも学識によって重んじられたいものだと言うのを常としていた[35]。オットー3世帝は若年であったにもかかわらず、彼が文学と文人を支援したことにより世の称賛を浴びた。

第二一章　鷹揚さに関する訓戒

恵与に関しては三つの訓戒が見出される。即ちその第一の訓戒は、それに価せぬ者に恵与が授けられてはならないということである。なぜならそれに価せぬ者に恵与が与えられれば、それは悪い働きをもたらすからのみならず、むしろそれに価する美徳ある者を苦しめ傷つけるからである。こうなると臣下たちは、君主がそれに価せぬ者に鷹揚どころか寛大であることを見てとって、美徳をないがしろにし、君主に気に入られ褒美を頂戴しようと、美徳の涵養以外のあらゆる手を使おうとしはじめるからだ。かくして報償は本来は美徳のみに相応しいものであるにもかかわらず、早晩他のあらゆる物事に対しても与えられるようになってしまう。マケドニアの皇帝バシレイウスは、彼の前任者が歳入や公金を不適切に支出していたことから、この先任者から金銭を恵与として授けられた者たちが、これを公に返還するようにとの布告を発した[36]。

恵与に関する第二の訓戒は、それを際限なく与えてはならないと言うことである。なぜならこんなやり方は、君主がしかるべからざる場所に手を延ばすことなくして、収奪に訴えること

なくして、そしてまた王が専制君主に転じることなくしては、長続きしないからである。ネロ帝はその14年の治世の間に500万スクーディ以上の金を、佞臣やそれに類する者たちに与えるために費やしたが、そのために彼は有徳な者を殺害し、ごろつきや何の能もない者たちを金持ちにするために、金持ちや貴人を破滅に陥れた。そこでガルバ帝はネロにより施行されたあらゆる恵与を没収することにしたのである。

恵与に関する第三の訓戒とは即ち、与えたいと思うものを一時に与えてはならない、むしろ少しずつ施与すべきであるということである。それはこうした恵与を授けられた人物が、いっそうの報償を授けられる希望によって君主と結びつけられるようにするためであり、全ての褒美を一時にもらってしまうことにより、それに安住してしまわないようにするためである[37]。褒美を徐々にしか与えてはならないというのはまた、ゆっくり降る雨が大地をいっそう良く潤し、内部にいっそう深くしみ通るのと同様に、規矩に従い合理的に用いられる鷹揚さが、恩恵を授けられた者の感謝の念を産み出し、それを長く保つからに他ならない[38]。

注

1 初版においては「だがいくつかの美徳がそれを備えた人士に愛情と名声の双方をもたらすに適しているのに対し、他のいくつかの美徳は愛情以上に名声を、また他のいくつかは反対に名声以上に愛情をもたらすのに適している」と記された箇所である。それに続く諸版においては本文に示された如き行文となっているが、章や作品の展開を勘案すれば作文上の錯誤と考えられる。

2 マルシリオ・フィチーノはプラトンの『国家』に、『国家あるいは正義について』という表題を附している。

3 ハリカルナッソスのディオニシオス『ローマ古代誌』V-74。

4 恐らく『イリアス』I, 238-9への言及。

5 ハルモステス(αρμοστης)は同盟市や従属市を所管するスパルタの役人。

6 非常大権の総覧者としての「独裁官」ではなく、平時の政府首脳としてのローマ共和国の「執政官」に関する記述であるが同様の議論は、マキアヴェッリ『ディスコルスィ』I-25になされている。

7 独裁官の権限の是非をめぐる議論はマキアヴェッリ『ディスコルスィ』-34参照。

8 ウルビーノで活躍したイタリアの人文主義者(1470-1555)。代表著作『英国史』(バーゼル、1537年刊)。

9 レハブアム王治下のユダヤ王国の分裂については『列王記』(上) XII-19。

10 古代ローマ共和国の政治家・文人カトーは『利子論』と題された演説文を著している。

11 タキトゥス『年代記』VI-16には「暴利はローマの長きにわたる悪弊であり、実にしばしばその暴動や不和の原因となった」とある。

12 ポントス王ミトリダテス6世との間に戦われた第1次(前90-前85)及び第2次ミトリダテス戦争(前83-前82)においてローマ軍は決定的勝利をおさめることが出来ず、二度にわたり小アジア全域におけるミトリダテス王の覇権を許したが、この二回の戦役の発端は小アジアに派遣されたローマ側の将軍(第1次戦役においてはマニウスとカッシウス、第二次戦役においてはムレナ)の貪欲にあった。

13 ギリシア神話に登場する女面鳥身の妖怪。食欲が旺盛で、食物を見ると飽くことなくこれを貪り喰らうという。

14 『申命記』XVI-19,『伝道の書』XX-31。

15 アリストテレス『政治学』II,9,1271a 12-13。

16 ポリビオス『歴史』VI,56,4。

17 ローマを訪れた初めての日本人は1585年教皇グレゴリウス13世に謁見した、天正少年使節団であり、1555年のマルケルス2世の即位時に日本人がローマに滞在したとは考えにくい。1585年の天正少年使節団ローマ滞在中にグレゴリウス13世は崩御し、シクストゥス5世が即位しているから、ボッテーロはこの折の出来事をマルケルス2世即位時の出来事と錯覚しているのであろう。因みに85年の出来事への言及であるとすれば、89年の本書執筆時から僅か数年前の出来事であり、少年使節団のローマ来訪はボッテーロにも大きな印象を与えていたはずである。

18 マルチェッロ・チェルビーニ枢機卿はローマ教皇マルケルス2世(1555年4月9日―5月1日)とし

て即位したが、在位わずか21日で崩御した。その短い在位期間中清廉を以て知られ、ルネサンス風の豪華な戴冠式の施行や親族主義の採用を拒絶し、また公共生活の腐敗の根絶に取り組んだ。バレストリーナの「教皇マルケルスのためのミサ曲」は彼のために作曲されたという。

19 マキアヴェッリ『戦争の技法』I-27, 28（この巻・章分けは芙蓉書房版『戦略論体系13　マキアヴェッリ』の巻・章分けによる）及び「フィレンツェ国を武装化することについての提言」を参照。

20 この個所の意は、中世都市国家の司法長官（ポデスタ）がその要件として純然たる第三者としての外国法曹家であることを求められたのに対し、あくまでも自国内の他地方の出身者を当該地域の司法官に採用する点にある。

21 マキアヴェッリ『君主論』22章参照。

22 マキアヴェッリ『ディスコルスィ』I-7（表題「国家において自由を保護するには弾劾権がいかに重要であるかについて」），8（表題「告発が国家に有益であるのに対して、中傷は有害なものである」）参照。

23 マキアヴェッリが『君主論』第6章に取り上げた、チェーザレ・ボルジアによる腹心ラミーロ・ドルコの処刑の逸話と比較せよ。

24 マキアヴェッリ『君主論』23章参照。

25 この「衡平」(equità)という語はその近代的意味においてではなく、そのラテン語の語源(aequitas)の古典古代的意味において理解されねばならない。それは特別の状況を踏まえた、普遍的原法則に対する恩恵的例外の適用を意味している。その『戦争と平和の法』においてグロティウスは「衡平」(aequitas)を「普遍性に対して法によってなされる修正」と定義づけている。

26 アマレク人の王アガグはサウルにより（『サムエル記（上）』XV-9）、シリアの王ベン－ハダドはアカブにより（『列王記（上）』XX-34）それぞれ助命されるが、神意に逆らったこの助命がサウル、アカブ両名の没落の原因となったとされる。

27 1585年の2月から12月に至る約10ヶ月ボッテーロはフランスに滞在しており、その逸話はその時の見聞に基づくものであろう。

28 スエトニウス『ローマ皇帝列伝』VIII-8。

29 『伝道の書』III-30, IV-1, VII-10参照。

30 『マタイ福音書』XXV-35~36「お前たちは、わたしが飢えていたときに食べさせ、のどが渇いていたときに飲ませ、旅をしていたときに宿を貸し、裸のときに着せ、病気のときに見舞い、牢にいたときに訪ねてくれたからだ」。

31 アウグストゥス治世の後9年、ヴァルス麾下のローマ軍3個軍団が「トイブルクの森」でゲルマン人に潰滅させられた出来事を指す。カンネーの戦いにおける敗北と並び称されるローマ軍の歴史的大敗。

32 『マタイ福音書』XIII-8（「ほかの種は、良い土地に落ち、実を結んで、あるものは百倍、あるものは六十倍、あるものは三十倍にもなった」）及び、『マルコ福音書』IV-31~32（「それは一粒のからし種のようなものである。地にまかれる時には、どんな種よりも小さいが、まかれると、成長してどんな野菜よりも大きくなり、大きな枝を張り、その陰に空の鳥が巣をつくることができるほどになる」）参照。

33 マキアヴェッリ『ディスコルスィ』III-28。

34 マンリウス・カピトリヌスの殺害についてはマキアヴェッリ『ディスコルスィ』I-8及びIII-8を、グラックス兄弟の殺害については同じくマキアヴェッリ『ディスコルスィ』I-37を参照のこと。

35 東ローマ帝国皇帝コンスタンティヌス・フォーカス（在位1059-1067）のことである。

36 このバシレイオスがマケドニア朝ビザンティン帝国の皇帝バシレイオス1世（在位867-886）であるか、バシレイオス2世（在位976-1025）であるか確定は出来ないが、前任者のミカエル3世の放縦な性格を考えると、バシレイオス1世のことを指している可能性が高い。

37 マキアヴェッリ『君主論』8章（「恩恵は、より良く人に味わってもらうように、小出しにやらなくてはならない」）。

38 1596年トリノ版以降の諸版では本章はこれに続けて、「多数に対し少額の恩恵を与えるのと少数に対し多額の恩恵を与えるでは、どちらが君主にとりより有益であるか一考することも出来よう。これについて言えば少額の恩恵を多数に与える方が、そしてもし可能であれは全ての人々に与える方が有益であることは疑う余地がない。なぜなら君主の美徳というものは太陽の如く、より普遍的であればあるほどより大いなるものとなるからに他ならない。太陽はその陽光を万物に遍く注いでいる」との行文によって締めくくられている。